

スポーツ安全保険のあらまし

2026年度／保険期間
2026年4月1日から
2027年3月31日まで

スポーツ安全保険の補償内容について



加入対象者	加入区分 加入区分は加入者ごとに ご選択ください。	保険料	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
			死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日をこめて180日以内			
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A1	1,000円	3,000万円	4,500万円	入院：1日から/ 日額：180日限度	通院：1日から/ 日額：30日限度	対人・対物賠償 合算1事故：5億円 (ただし、対人賠償は1人2億円)	180万円
	C 64歳以下	2,000円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故：5億円 (ただし、対人賠償は1人2億円)	180万円
大人 (高校生以上)	B 65歳以上	1,500円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故：5億円 (ただし、対人賠償は1人2億円)	180万円

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
対象となる事故	被保険者(補償の対象となる方)が日本国内における団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。 ※急激で偶然な外来の事故により被った傷害とは、突発的な予知できない出来事ともなう外部からの作用により被った傷害をいい、身体に内在する疾病は含まれません。	被保険者が日本国内で行う団体での活動中および往復中に、またはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことにより被った損害を補償します。 (例1) 団体活動への往復中、自転車ですって通行人とぶつかりケガをさせた場合 (例2) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割って割ってしまった場合	被保険者が日本国内における団体での活動中および往復中に突然死(※)した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。 ※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。 ① 団体での活動中および往復中の死亡 ② 団体での活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(※1)され、そのときから24時間以内の死亡(※2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限りします。 (※1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りします。 (※2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
保険金が支払われない主な場合	(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。) (4) ご加入の加入区分で補償できない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。) ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靭すれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)、航空機(グライダー、飛行船およびモーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)、船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。) (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。) (7) ご加入の加入区分で補償できない活動が起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。) (9) 被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故(AW区分については一部対象となります。) (11) 補償期間外に発生した事故	(1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。) (3) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金としてお支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用